

2021年4月9日

グリーンインフラレンディング投資家各位

株式会社グリーンインフラレンディング
代表取締役 中久保 正己

株式会社グリーンインフラレンディングに対する破産手続開始決定に関するお知らせ

当社は、本日付けで、東京地方裁判所民事第20部より破産手続開始決定を受けましたので、お知らせいたします。

このような事態となり、これまで御支援と御協力をいただきました関係各位に多大なる御迷惑をお掛けいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

以下では、当社が破産手続開始決定を受けるに至りました経緯等について説明させていただきます。

1. 破産手続開始決定を受けるに至った経緯について

当社の親会社である株式会社JCSサービス（以下「JCS社」といいます。）よりご報告いたしましたとおり、maneoマーケット株式会社（以下「maneoM社」といいます。）による当社に対する債権者破産の申立ては、投資家の皆様の利益を一切顧みないものであって、これ自体は決して許されるものでないと考えております。実際に、当社としましては、maneoM社の主張に対しては全面的に争い、本月8日（木）には第2回の審尋期日が開催され、当社からの反論に対してmaneoM社が再反論を行う予定となっております。

他方で、maneoM社の一方的な判断による新規ファンド募集の停止や投資家の皆様に対する元利分配を実施するためのシステム提供の停止により、当社が一部の投資家の皆様との関係で債務不履行の状態に陥ってしまったことは事実です。当社は、投資家の皆様に対する弁済を実現すべく、JCS社における案件開発の状況の監督や情報提供に努めてまいりましたが、maneoM社の扇動により、本年3月12日付けで債務不履行となってしまった一部の投資家の皆様から債権者破産の申立てを受けるに至りました。当社としましては、これに対抗すべく民事再生の申立ても検討いたしましたが、

投資家の皆様に関する情報はmaneoM社が保有しており、maneoM社から投資家の皆様に関する情報を当社に渡して頂ける見込みがなく、申立てに必要な資料を準備することが困難であったため、民事再生の申立ては断念せざるを得ませんでした。

もともと、当社が民事再生手続をせずとも、今後、JCS社における民事再生手続が開始決定となり、再生手続が円滑に進められることとなれば、投資家の皆様の利益はある程度確保できるものと考えております。そこで、当社は、本月6日付けで裁判所に対して当社の破産手続が開始されることについて争わない旨を上申し、これが認められたため、本日付けで破産手続開始決定を受けるに至りました。

2. 今後の見通しについて

今後は裁判所及び破産管財人の下で、当社についての破産手続が進められていくこととなります。

当社としましては、JCS社が民事再生手続を適切に進め、開発案件の価値最大化が図られることで、JCS社からの最大限の弁済が確保され、ひいては投資家の皆様に対する最大限の弁済につながるものと考えております。

以 上